

実務担当者による特定健診・保健指導のワーキンググループにおける議論について

- 保険者による健診・保健指導等に関する検討会の議論を踏まえ、実務的な検討が必要な事項等については、平成23年12月より、実務担当者による特定健診・保健指導のワーキンググループにおいて、議論をしてきたところ。
- 今後、「第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について（とりまとめ）」でワーキンググループで議論することとされている事項等に加え、消費税増税が行われた場合の特定健診・保健指導の費用の決済の方法等についても検討していく。